

安城市入札情報対応要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 入札の執行前に把握した入札情報への対応

第1節 通則（第3条－第6条）

第2節 開札前における対応（第7条－第9条）

第3節 開札後における対応（第10条－第12条）

第3章 入札の執行後に把握した入札情報への対応

第1節 通則（第13条）

第2節 契約の締結前における対応（第14条）

第3節 契約の締結後における対応（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、公正な入札の執行を図るため、職員が入札情報を把握した場合における対応の手順、手続等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設工事等 入札に付そうとする建設工事の請負、業務の委託、物品の買入れ等をいう。
- （2）談合等 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項の入札談合等をいう。
- （3）入札情報 建設工事等の契約に関し、談合等があったものと疑うに足る事実その他公正な入札を妨げるおそれがあることを示す情報をいう。
- （4）調査委員会 安城市公正入札調査委員会設置要綱（平成15年7月1日施行）に規定する安城市公正入札調査委員会をいう。

第2章 入札の執行前に把握した入札情報への対応

第1節 通則

(入札情報の確認及び報告)

第3条 建設工事等の入札の執行前に職員が入札情報を把握した場合には、入札情報報告書(様式第1)により、速やかに調査委員会の事務局(以下「事務局」という。)に報告するものとする。

2 事務局は、前項の規定により報告を受けたときは、その内容を調査委員会の委員長に報告するものとする。

3 第1項の場合において、入札情報の提供者が報道機関であるときは、当該入札情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(調査委員会の招集及び審議)

第4条 調査委員会の委員長は、前条第2項の規定により事務局からの報告を受けたときは、安城市公正入札調査委員会設置要綱第5条第1項の規定により、会議を招集するとともに、入札の執行の可否について審議するものとする。

(事情聴取等の実施又は不実施の決定)

第5条 調査委員会は、事情聴取その他の必要な調査(以下「事情聴取等」という。)を実施するか否かについて審議及び決定を行うものとする。

(事情聴取等の実施の方法)

第6条 事情聴取等の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 事情聴取は、調査委員会の委員1名以上及び契約検査課長により、次のとおり行うものとする。

ア すべての入札参加者を対象として、事情聴取書(様式第2)により、聴き取り調査を行う。

イ 入札情報の提供者の氏名及び連絡先が明らかである場合は、入札情報の提供者に対する聴き取り調査を行う。

(2) すべての入札参加者に入札書に記載されている入札金額に対応する工事費内訳表、明細書、代価表等(以下「工事費内訳表等」という。)の提出を求め、当該入札に係る建設工事等の積算内容を把握している職員が工事費内訳表等を入念に点検する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 調査委員会の委員は、前項第1号の事情聴取の結果について、事情聴取書を作成するとともに、調査委員会に報告するものとする。

第2節 開札前における対応

(事情聴取等の実施及び入札の取りやめ)

第7条 調査委員会は、開札前において入札情報の提供者の氏名及び連絡先が明らかである場合は、事情聴取等を行うものとする。ただし、報道機関を介して入札情報が提供された場合にあっては、当該報道機関に入札情報を提供した者の氏名及び連絡先が明らかであるときに限り、事情聴取等を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の事情聴取等（以下この節において「開札前の事情聴取等」という。）の結果、談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札の執行の取りやめを決定するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、警察に告発するとともに、公正取引委員会に通報するものとする。

4 第2項の規定によりその執行の取りやめを決定された入札については、安城市入札審査委員会における審査を経た上で執行するものとする。

（入札の執行及び落札決定の保留）

第8条 調査委員会は、開札前の事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められない場合は、入札参加者のすべてに誓約書（様式第3）を提出させるものとする。この場合において、誓約書の提出を確認したときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、入札執行に係る警告事項（様式第4）により警告を発した上で入札を執行するものとする。

3 市長は、前項の入札を執行した場合において、落札候補者又は落札予定金額が入札情報と一致したときは、落札決定を保留するとともに、当該入札の結果を調査委員会に報告するものとする。

4 調査委員会は、前項の報告を受けたときは、事情聴取等を行うものとする。

5 市長は、第2項の入札の執行が終了したときは、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付するものとする。

（入札の無効）

第9条 調査委員会は、前条第3項の落札決定を保留された入札について、入札結果、工事費内訳表等を基に審議及び事情聴取等をした上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、安城市競争入札心得書第11条の規定により、当該入札の無効を決定するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

（1）入札情報どおりの入札参加者が落札候補者となった場合で、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 落札金額となるべき金額と当該入札情報により事前に提供された金額と

の差がおおむね5パーセント以内の場合。ただし、予定価格を事前公表した場合においては、入札情報により事前に提供された金額と一致したときに限る。

イ 談合等が行われた日時、場所又は具体的な方法が明らかであるとき。

ウ その他入札参加者の全員又は一部の者が談合等に参加した当事者以外に知り得ない具体的な事実を知っていることが明らかであるとき。

(2) その他公正な入札の執行が妨げられるおそれが極めて高い場合で、契約を締結することが著しく不相当と判断されるとき。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、警察に告発するとともに、公正取引委員会に通報するものとする。

3 第1項の規定により無効と決定された入札については、安城市入札審査委員会における審査を経た上で執行するものとする。

第3節 開札後における対応

(事情聴取等の実施及び落札決定の保留)

第10条 調査委員会は、次に掲げる場合であって、開札後において落札候補者又は落札予定金額が入札情報と一致したときは、事情聴取等を行うものとする。

(1) 入札情報の提供者の氏名及び連絡先が明らかでない場合

(2) 報道機関を介して入札情報が提供された場合であって、当該報道機関に入札情報を提供した者の氏名及び連絡先が明らかでないとき。

2 市長は、前項の事情聴取等（以下この節において「開札後の事情聴取等」という。）が行われる場合は、当該開札をした入札の落札決定を保留するとともに、当該開札の結果を調査委員会に報告するものとする。

(入札の無効)

第11条 調査委員会は、開札後の事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合又は第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、安城市競争入札心得書第11条の規定により、前条第2項の落札決定を保留された入札の無効を決定するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、警察に告発するとともに、公正取引委員会に通報するものとする。

3 第1項の規定により無効と決定された入札については、安城市入札審査委員会における審査を経た上で執行するものとする。

(誓約書の提出等)

第12条 調査委員会は、開札後の事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められない場合は、入札参加者のすべてに誓約書を提出させるものとする。この場合において、誓約書の提出を確認したときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、第10条第2項の落札決定の保留を解除するとともに、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付するものとする。

第3章 入札の執行後に把握した入札情報への対応

第1節 通則

（手順、手続等の適否に係る審議）

第13条 建設工事等の入札の執行後に職員が入札情報を把握した場合においては、既に入札結果等を公表していること並びに落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることにかんがみ、場合に応じてこの章に定める手順、手続等によることが適切か否かについて調査委員会で審議することができる。

第2節 契約の締結前における対応

第14条 前条の入札情報の把握が建設工事等に係る契約（以下「契約」という。）の締結前であるときは、当該契約の締結を保留するとともに、第3条から第5条までの規定に準じて報告及び審議を行うものとする。

2 前項の審議の結果が次の各号に掲げる場合に該当するものであるときは、当該各号に定める手続をとるものとする。

（1）事情聴取等を要しないと判断された場合 落札者と契約を締結する。

（2）事情聴取等が必要と認められた場合 事情聴取等を行うものとし、この場合における事情聴取等の実施の方法については、第6条の規定を準用する。

3 調査委員会は、事情聴取等の結果、明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第13条第4号の規定により、入札の無効を決定するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、警察に告発するとともに、公正取引委員会に通報するものとする。

5 調査委員会は、事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められない場合は、落札者から誓約書を提出させるものとする。この場合において、誓約書の提出を確認したときは、その旨を市長に報告するものとする。

- 6 市長は、前項の報告を受けたときは、契約を締結するとともに、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付するものとする。

第3節 契約の締結後における対応

第15条 第13条の入札情報の把握が契約の締結後であるときは、第3条から第5条までの規定に準じて報告及び審議を行うものとする。

- 2 前項の審議の結果、事情聴取等が必要と認められた場合は、これを行うものとし、この場合における事情聴取等の実施の方法については、第6条の規定を準用する。

- 3 調査委員会は、事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合は、安城市契約規則第40条第1項第4号の規定により、契約を解除することを決定するとともに、その旨を市長に報告するものとする。

- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、警察に告発するとともに、公正取引委員会に通報するものとする。

- 5 市長は、第3項の規定により契約を解除した場合は、契約書に定めるとおり違約金の請求をするものとする。

- 6 調査委員会は、事情聴取等の結果、談合等の事実があったと認められない場合は、落札者から誓約書を提出させるものとする。この場合において、誓約書の提出を確認したときは、その旨を市長に報告するものとする。

- 7 市長は、前項の報告を受けたときは、契約を存続させるとともに、事情聴取書（写）、誓約書（写）、入札執行調書（写）等を公正取引委員会へ送付するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月14日から施行する。

様式第1（第3条関係）

入 札 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報提供を受けた日時	平成 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
工 事 名	
入 札（予定）日	平成 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・住所 ・役職、氏名等 ・その他
受 信 者	部 課 係
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問い合わせ先	

様式第 2（第 6 条関係）

事 情 聴 取 書

工 事 名		
業 者	商 号 又 は 名 称	
	事情聴取を受けた者	
安 城 市	事 情 聴 取 者	
	日 時	平成 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
	場 所	安城市役所 第 会議室
質 問		聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。		
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。		
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。		

様式第3（第8条、第12条、第14条、第15条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

安 城 市 長

会 社 名

住 所

代 表 者 名

印

今般の の競争入札に関し、安城市競争入札心得書第6条の2の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（参考）安城市競争入札心得書第6条の2

（公正な入札の確保）

第6条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 1 本件入札について、事前に公正な入札を妨げる話合いが行われた旨の情報があつたが、安城市競争入札心得書を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合等の事実が明らかと認められた場合には、安城市競争入札心得書第11条第4号の規定により入札は無効とする。

入札執行に係る警告事項

本件入札につきまして、「事前に公正な入札を妨げる話合いが行われた旨の情報がありましたので、改めて、独占禁止法等の関係法令を遵守し、公正に入札するよう」警告をします。

なお、入札を執行し、開札の結果、「情報どおりの入札結果となった場合には、落札決定を保留とし、安城市公正入札調査委員会に諮った上、当該入札を無効とすることもあります」ので、あらかじめご承知おきください。